

政治倫理条例検討会設置要綱

(令和8年1月26日 議会運営委員会決定)

(設置)

第1条 文京区議会議員の政治倫理条例(以下「条例」という。)の策定に当たり条例案の検討及び調整等を行うため、政治倫理条例検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の策定に当たり、条例案の内容の検討及び調整を行い、議会運営委員会へ報告すること。
- (2) 条例案について、区民等からの意見聴取を行う方法を検討すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要があると認めたこと。

(構成)

第3条 検討会は、文京区議会議員(以下「議員」という。)のうちから、議長が指名する会員をもって組織する。

2 前項の会員は、次の各号に掲げる議員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 議会運営委員会の委員である議員 11人以内
- (2) 2人以下の議員で構成される会派に所属する議員 4人以内
(会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、議会運営委員会の委員長とする。

3 会長は、検討会を代表し、その議事を主宰する。

4 副会長は、議会運営委員会の副委員長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、議会運営委員会に条例案の検討結果を報告するときまでとする。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 検討会は、会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討会に、オブザーバーとして議長及び副議長を置く。

4 オブザーバーは、検討会の会議に出席し、会長の許可を得て、発言することができる。

5 会長は、必要があると認めたときは、検討会の了承を得て、会員及びオブザーバー以外の者を検討会に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(表決)

第7条 検討会の議事は、出席会員(会長を除く。次条において同じ。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 検討会の会議は、これを公開する。ただし、会長又は会員3人以上の発議により、出席会員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開にすることができる。

(会議録)

第9条 会長は、検討会の会議録を作成し、公開する。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、区議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って決定する。

付 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行する。